

# 「平成 23 年度次世代の海外研修への助成事業」実施要項

## 1. 趣旨

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災の復旧・復興に関しては世界各国から様々な物的人的支援があり、本県と世界とのつながりを深く意識した。また、福島県が策定した「福島県復興ビジョン（2(1)③（ウ）未来に羽ばたく若者の夢実現）」の中で「国際社会に貢献し世界をリードする若者を輩出できるよう、国内外の地域との積極的な交流を図り、幅広い視野や国際感覚を持つ若者を育成する」と言及しているとおり、今回の震災を機に、一層グローバル社会で活躍する次世代の育成の必要性が高まっている。

そこで、当協会では、民間国際交流団体等が実施する海外研修事業に参加する次世代の参加者に対して、その渡航経費の一部を助成することで、国際社会に貢献し世界をリードする幅広い視野や国際感覚を持った人材の育成を促進する。

## 2. 助成対象者

下記のいずれにも合致する者 計 6 名

- (1) 県内在住者で、原則として高卒程度以上 40 歳以下。
- (2) 各種団体等が主催する海外研修事業に参加する者、もしくは個人で企画した海外研修プログラムを実施する者。

## 3. 助成対象研修

国際社会に貢献し世界をリードする幅広い視野や国際感覚を持った人材の育成を目的とした海外研修事業で、期間が平成 23 年 10 月 18 日から平成 24 年 3 月 31 日までに行う研修。

なお、次のいずれかに該当する研修は、助成の対象にならないものとする。

- (1) 各申請締切日（後記 5）の時点で、研修が終了している研修
- (2) 営利を目的とする研修
- (3) 政治又は宗教に関する研修
- (4) 法令に抵触し又は公序良俗に反する研修

## 4. 助成内容

### (1) 助成額

1 人あたり上限 5 万円（千円単位。100 円以下は切り捨て。予算総額 30 万円）

なお同一主催団体の場合は、2 名まで助成することができる。

### (2) 助成率

100%以内

### (3) 助成対象経費

研修に必要な直接経費

## 5. 助成手続

### (1) 申請期間

平成 23 年 12 月 15 日（木）～平成 24 年 1 月 14 日（土）必着

## (2)申請書類

申請者は、助成金交付申請書(様式1)を当協会に提出し、協会は、申請書等の内容を審査し、助成金の交付を決定し、申請者に交付決定(様式2)を通知する。

## (3)助成金支払い

交付決定を受けた申請者は、当該研修終了後1か月以内(ただし、3月実施の研修は2週間以内)に、当該研修に係る支出を確定し、領収書等の挙証資料を添付して別紙報告書(様式3)と請求書(様式4)を協会に提出する。協会は提出された報告書の内容を確認し、問題がなければ助成金を支給する。

## 6.審査について

### (1)第一次審査

当協会事務局が、以下の視点で書類審査(場合によってはヒアリング)を行う。

- ①事業の公益性
- ②事業の必要性
- ③事業の実現性
- ④費用の妥当性
- ⑤その他

### (2)第2次審査

協会審査委員に申請書を送付し、書面による承認を得て、助成を決定する。

## 7.報告会への出席

交付決定者は、平成24年2月11日(土)、当協会において実施予定の報告会へ出席し、研修内容は報告する。